

2024年度

研究生・科目等履修生
「出願要項」

文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部保健学科、
工学部、教育学研究科(教職大学院の課程)、
社会文化科学教育部(教授システム学専攻を除く。)、
自然科学教育部、保健学教育部



目 次

1. 受入人員	1
2. 出願資格等	1
3. 外国人志願者の出願に際しての留意事項	5
4. 事前相談について	6
5. 出願期間	7
6. 出願手続	8
7. 検定料の払込方法	9
8. 注意事項	11
9. 選考方法	11
10. 合格発表	11
11. 入学手続等	11
12. 国際交流会館入居申込み方法（外国人留学生のみ）	12
13. その他	12
○ 履修できない授業科目（2024年度）	16～18

【個人情報の取扱いについて】

熊本大学では、出願手続の際にお知らせいただきました住所・氏名等の個人情報は、
入学者選考・合格通知・入学手続・在留資格認定に係る手続（外国人留学生）及びその他法令で定める業務範囲で利用いたします。

なお、取得した個人情報は、「国立大学法人熊本大学個人情報保護規則」及び法令に基づき管理します。

◎ 非正規生（研究生・科目等履修生）の受入について

本学の教育（授業）・研究に支障のない場合に限り、選考の上、入学を許可する制度です。

1. 受入人員

若干名（本学の教育（授業）・研究に支障のない人数）

2. 出願資格等

◎研究生

- ・特殊の専門事項について、指導教員の指導のもとに研究を行います。

I. 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

【学部】

＜文学部研究生、教育学部研究生、法学部研究生、理学部研究生、医学部保健学科研究生、工学部研究生 のいずれかで出願する場合＞

- (1) 大学を卒業した者（短期大学を含む。）
- (2) 旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者
- (3) 教授会で適当であると認めた者

【大学院（修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める普通免許状を有する者に限る。））】

＜社会文化科学教育部博士前期課程研究生（教授システム学専攻を除く）、自然科学教育部博士前期課程研究生、保健学教育部博士前期課程研究生、教育学研究科教職大学院の課程研究生 のいずれかで出願する場合＞

※「教育学研究科教職大学院の課程研究生」は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める普通免許状を有する者に限る。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれらに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）によ

り、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 外国において、当該外国の大学における4年の課程を修了した者で、学校教育において通算15年以上の課程を修了したもの
- (14) 外国において、学校教育における12年以上の課程を修了しており、当該外国の制度等により、我が国大学卒業に相当する学歴を授与された者、又は我が国学士に相当する学位を授与された者

【大学院（博士後期課程）】

＜社会文化科学教育部 博士後期課程研究生（教授システム学専攻を除く）、

自然科学教育部博士後期課程研究生、保健学教育部 博士後期課程研究生

のいずれかで出願する場合＞

- (1) 修士の学位又は専門職学位（以下「修士の学位等」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学

院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

II. 授業関係

- 1. 指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができます。
- 2. 研究期間終了前に、「研究成果報告書」を指導教員の確認を経て所属長に提出しなければなりません。

III. 在学期間

原則として 1 年です。ただし、願い出により更新を認めることができます。（P. 12～P. 13 在学期間の延長等）

◎科目等履修生

・本学の学部や大学院において開講している授業科目を履修する制度です。一般の学生（正規生）と同様に、試験等を受けて一定以上の成績を修めた場合は、その科目の単位を修得することができます。

I. 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

【学 部】

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学教法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査

規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの

- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

【大学院（修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める普通免許状を有する者に限る。）】

研究生の出願資格（1）～（12）と同様

【大学院（博士後期課程）】

研究生の出願資格と同様

II. 授業関係

1. 許可された授業科目を履修することができます。授業科目の詳細については、本学のホームページにシラバスを掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

（トップページ>教育>教育サポート・サービス）

https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/kyouiku_support

なお、2024年度「シラバス」は、同年4月頃に参照可能となりますので、4月入学の方は直接、学部・研究科等の教務担当（P.14連絡先等）へお尋ねください。

2. 履修した授業科目について試験を受け、単位を修得することができます。

ただし、履修できない授業科目があります。（P.16～P.18 履修できない授業科目）

*1. 博物館実習について（P.16）

博物館実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの授業科目を履修することができる者は、本学を卒業・修了したものに限ります。

ただし、博物館実習者数には制限があるので、希望者全員が履修できるとは限りません。

また、博物館実習Ⅲの授業科目を履修することができる者は、実習開始までに博物館に関する科目（必修科目）を全て修得しているものに限ります。

*2. 教育学部における専門教育の履修限度（P.16）

科目等履修生が当該年度に履修することができる専門教育の単位数の総計は、次に定める限度を超えないものとします。

(1) 高校卒業者及びこれに準ずる者	4 単位
(2) 短大卒業者及びこれに準ずる者	6 単位
(3) 大学卒業者及びこれに準ずる者	8 単位
（本学教育学研究科に在籍する者）	16 単位

・教職実践演習の授業科目を履修することができる者は、本学部を卒業した者又は本学大学院に在学中の者で、後述の【修得単位の条件】を満たすものとします。

教職実践演習を履修希望の場合は、出願前に必ず教育学部教務担当（P.14連絡先等）へご相談ください。

・教育実習を受講できる者は、本学の文・教育・法・理・医（保健学科のみ）・工の各学部を卒業した者又は本学大学院に在学中の者で、後述の【修得単位の条件】を満たすものと

します。

ただし、その履修を認めるために、入学の前年度に実習校に事前申し込みを行う前（4～5月頃）までに、当該学部長から教育学部長宛に受入願いの届出が別途必要となりますので、必ず卒業学部の教務担当及び教育支援課教育支援チーム教職支援担当（P. 14 連絡先等）へご相談ください。（本学大学院に在学中の者は前年度の届出は不要）

また、教育実習の受入人数には制限があるため、希望者全員が履修できるとは限りません。

【修得単位の条件】

教育実習又は教職実践演習を履修しようとする年度において、教育実習及び教職実践演習を含む教育職員免許状の取得に必要な教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の未修得単位が**8単位以下である者**で、当該年度に免許取得に必要な科目のすべての単位を修得可能なものに限ります。ただし、この条件は、本学教育学研究科の教職大学院の課程に在籍する者には適用しません。

教育学部「被服構成実習」については、準備の都合上、受入の人数制限がありますので、事前に必ずご相談ください。

3. 教育職員免許状の取得に必要な教職に関する科目を履修希望の場合は、教育学部開講の授業科目を履修してください。（情報の指導法、文学部・理学部・工学部開講の「特別支援教育原理」及び「教育課程論」は除く。）
4. 博物館法施行規則の改正に伴い、平成24年4月1日より学芸員の資格取得に関する科目が変更になったため、科目等履修生の場合、新規則に対応した科目・単位の修得が必要です。新規則に対応した科目の開講については、文学部教務担当（P. 14 連絡先等）へお尋ねください。
5. 履修を希望する科目について不明な点がございましたら、開講学部・研究科等の教務担当（P. 14 連絡先等）までお尋ねください。

III. 在学期間

原則として当該年度に限ります。ただし、願い出により延長を認めることができます。（P.12～P.13 在学期間の延長等）

3. 外国人志願者の出願に際しての留意事項

(1) 外国人志願者については、①指導教員と受入についての相談を行うとともに、必ず、②事前相談期間内に出願資格について事前相談を行ってください。

・①の連絡先：希望する指導教員（希望する指導教員への連絡方法が不明な場合は、出願希望先の学部・研究科等の教務担当（P. 14 連絡先等）へお尋ねください。）

・②の連絡先：熊本大学 学生支援部教育支援課 教育支援チーム 教務支援担当

注1) 事前相談期間内に②の出願資格についての事前相談がなかった場合は、出願を認めません。

注2) ②の出願資格についての事前相談を完了していない場合は、願書請求があつても配付しません。

(2) 外国からの出願の場合は、必ず、日本国内に代理人を立ててください。代理人には、願書請

求、出願から入学までの手続きを行っていただきます。

- (3) 外国人志願者が科目等履修生を希望する場合、「留学」の在留資格を得るには、各学期週 10 時間（7科目相当）以上の履修が必要です。（詳細は、各自で日本の入国管理局へ確認してください。）

4. 事前相談について

- (1) 出願資格を満たすか判断できない入学志願者及び外国人志願者の事前相談について

1～4ページの出願資格を満たすか判断できない場合や、個別の入学資格審査が必要な入学志願者及び外国人志願者は、出願に当たっては次により事前に学生支援部教育支援課教育支援チーム教務支援担当まで相談してください。

・相談の時期

- ① 国内からの志願者（＊＊）

前学期（4月） 入学 2023年12月25日（月）まで

後学期（10月） 入学 2024年 4月25日（木）まで

- ② 外国からの志願者

前学期（4月） 入学 2023年 8月28日（月）まで

後学期（10月） 入学 2024年 2月27日（火）まで

（＊＊）出願時から入学時まで日本国内に在住している志願者を「国内からの志願者」という
(以下同じ)。

・事前相談時に確認する書類（外国人志願者の場合）

- ① 事前相談用履歴書

（HP掲載 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/sonota/shakaijin/seikigateigai>）

- ② 最終学校の「卒業・修了（見込）証明書」（大学を卒業した者は、卒業大学とそれ以降の全ての証明書を提出。）

- ③ 最終学校の「成績証明書」（大学を卒業した者は、卒業大学とそれ以降の全ての証明書を提出。）

- ④ 学位授与（取得）証明書（学位を取得している者、学位取得見込の場合は、「学位取得見込証明書」等。複数の学位を取得している場合は、全ての証明書を提出。）

※1 国内からの志願者の場合、上記とは別に、日本在住を確認するための資料として次のa～cを一緒に提出してください。

- a. 住民票の写し 又は 在留カード（両面）

- b. パスポート：写真、氏名、パスポート番号が記載されているページ

- c. パスポート：査証（VISA）のページ

※2 事前相談に係る資料については、コピーの提出で問題ありません。

※3 日本語以外で表記されている場合には、日本語の翻訳文を添付してください。

- (2) 身体に障がい等のある入学志願者の事前相談について

身体に障がい等のある入学志願者は、本学において修学上の配慮を必要とする場合がありま

すので、出願に当たっては、次により事前に学生支援部教育支援課教育支援チーム教務支援担当まで相談してください。

・相談の時期

① 国内からの志願者

前学期（4月）入学 2023年12月25日（月）まで

後学期（10月）入学 2024年4月25日（木）まで

② 外国からの志願者

前学期（4月）入学 2023年8月28日（月）まで

後学期（10月）入学 2024年2月27日（火）まで

区分	対象となる者
〔ア〕 視覚障がい	<ul style="list-style-type: none">点字による教育を受けている者視力が高い方の目の矯正視力が、0.15以下の者両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者上記以外の視覚障がい者
〔イ〕 聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none">両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者上記以外の聴覚障がい者
〔ウ〕 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none">体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者両上肢の機能障がいが著しい者上記以外の肢体不自由者
〔エ〕 病弱	<ul style="list-style-type: none">慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
〔オ〕 発達障がい	<ul style="list-style-type: none">自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため修学上の配慮を必要とする者
〔カ〕 その他	<ul style="list-style-type: none">〔ア〕～〔オ〕の区分以外の者で修学上の配慮を必要とする者

(3) 連絡先

〒860-8555 熊本中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学 学生支援部教育支援課 教育支援チーム 教務支援担当

TEL：096-342-2719 E-mail：gak-senmon@jimu.kumamoto-u.ac.jp

5. 出願期間

前学期（4月）入学 2024年2月9日（金）～2月15日（木）（必着）

後学期（10月）入学 2024年6月17日（月）～6月20日（木）（必着）

※外国人志願者で外国からの出願の場合は、上記に関わらず次の期間までに代理人を通じて出願手続きを完了してください。

・4月入学については 2023年10月23日（月）（必着）

・10月入学については 2024年4月18日（木）（必着）

6. 出願手続

- ・郵送する場合は、封筒の表面に「研究生(又は科目等履修生)入学志願書在中」と朱書し、「書留速達」としてください。
- ・持参する際の受付時間は、9時から17時までです。

〔提出先〕

〒860-8555 熊本県中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学 学生支援部教育支援課 教育支援チーム 教務支援担当 TEL: 096-342-2719

提出書類等	提出該当者	摘要
入学志願書	全員	<p>所定用紙</p> <p>研究生で出願する場合は、<u>出願前に指導教員による面接を受け、承認印の受領後に提出してください。</u> 科目等履修生で出願する場合は、<u>出願前に授業担当教員による面接を受け、面接欄に承認印を受領後に提出してください。</u></p> <p>写真は縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向きで出願3か月以内に撮影したものを貼ってください。</p>
卒業・修了(見込)証明書 成績証明書	全員	最終学校のもの(大学を卒業した者は、 <u>卒業大学とそれ以降の全ての証明書について提出</u>)
検定料(検定料受付証明書貼付台紙)	全員	<p>9,800円</p> <p>専用の払込用紙を使って、銀行の窓口で払い込んでください。払込後、「検定料受付証明書(「大学提出用」)」を「検定料受付証明書貼付台紙」に貼ってください。(外国からの払い込みを除く。) 外国から払い込む場合は、9~10ページ7-(4)-③をご参照ください。</p>
住所票	全員	所定用紙:合格通知書の送付先(日本国内)を記入してください。
戸籍抄本	該当者	証明書の氏名が旧姓で記載されている者
履歴書	外国人志願者	所定用紙:学歴は、小学校入学から最終学校卒業まで記入
住民票の写し又は 在留カード(両面)の コピー	外国人志願者 のうち該当者	<p>日本国内に在住している者</p> <p>・「住民票の写し」は市区町村長発行の在留資格及び在留期間が明記されているもの(出願者以外の世帯員については証明不要)</p>
パスポートのコピー	外国人志願者 のうち該当者	<p>日本国外に在住している者</p> <p>写真、氏名、パスポート番号が記載されているページのコピー</p> <p>※出願期間内に提出できない場合は、その理由書(書式は自由)を提出してください。</p>

日本語又は英語の語学力を証明する書類（コピー）	外国人志願者	日本語能力認定書（日本語能力試験）、日本留学試験成績通知書、TOEFL®Official Score Report、CET等 ※「日本語又は英語の語学力を証明する書類」に該当するものであれば、特に指定はありません。
学位授与（取得）証明書	外国人志願者のうち該当者	学位を取得している者 ・学位取得見込の場合は、「学位取得見込証明書」等 ・複数の学位を取得している場合は、全ての証明書について提出
教育職員免許状授与証明書又は取得見込証明書	教職大学院の課程への志願者	専修、一種、二種の各免許状に係るもので、都道府県教育委員会又は出身大学が発行する証明書（原本）を提出すること。（主たるものを見つけることを）

●提出にあたっての注意点

- ① 提出書類については、在留カード、パスポート及び「日本語又は英語の語学力を証明する書類」を除き、全て原本を提出してください。

また、提出書類のうち証明書等について、原本が1部しか発行されず、提出後に返却を要する場合は、そのことを記載した書類（書式は自由）と一緒に提出してください。

- ② 各書類とも日本語以外で表記されている場合には、日本語の翻訳文を添付してください。

- ③ 研究生で出願する場合、必ず、出願先の学部又は研究科・教育部を指導教員へ伝えてから出願してください。

また、大学院（研究科・教育部）の研究生で出願する場合は、必ず「課程」（「博士前期課程」「教職大学院の課程」「博士後期課程」のいずれに出願するか）も一緒に、指導教員へ伝えてから出願してください。（研究生の出願先（学部又は研究科・教育部、課程）については、1～3ページ（研究生－I. 出願資格）を確認してください。）

* 指導教員又は授業担当教員への連絡方法が不明な場合は、出願先又は履修希望の科目開講の学部・研究科等の教務担当（P. 14 連絡先等）へお尋ねください。

7. 検定料の払込方法

(1) 検定料 9,800 円

(2) 払込期間 前学期（4月入学） 2024年2月1日（木）～2月15日（木）
後学期（10月入学） 2024年6月3日（月）～6月20日（木）

外国人志願者で外国からの出願の場合

前学期（4月入学） 2023年10月23日（月）まで
後学期（10月入学） 2024年4月18日（木）まで

(3) 払込場所

銀行の窓口（ゆうちょ銀行及びATM（現金自動預払機）は使用不可）

振込手数料は、志願者本人の負担となります。

(4) 払込方法

- ① 検定料払込用紙に必要事項を記入して、必ず銀行の受付窓口（ゆうちょ銀行及びATM（現金自動預払機）は使用不可）で払い込んでください。
- ② 払込後、受付窓口で受領した「検定料受付証明書」を「検定料受付証明書貼付台紙」に確実に貼り付けて提出してください。

③ 外国から振込を行う場合は、リフティングチャージ（為替取扱手数料）2,500 円も志願者負担となりますので、12,300 円を振り込んでください。**リフティングチャージ以外の振込手数料も、全て志願者本人の負担となります。**

また、この場合、専用払込用紙は使用できませんので、事前に下記連絡先にお知らせください。

〔連絡先〕 〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2 丁目 39 番 1 号

熊本大学財務部財務課収入・支出チーム収入担当

E-mail : zak-syunyu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(5) 出願に際しての留意事項

① 検定料が払い込まれていない場合又は、払込済の「検定料受付証明書」が「検定料受付証明書貼付台紙」の所定の欄に貼り付けていない場合は、出願を受理しません。

② 払込済の検定料は、次の場合を除いて、いかなる理由があっても返還しません。

(ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった（出願書類を提出しなかった又は出願書類が受理されなかった）場合

(イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

③ 返還にかかる振込手数料は志願者の負担となります。

【返還請求の方法】

①～⑦までの事項を明記した「検定料返還請求書」（様式自由）を作成し、必ず「検定料受付証明書（台紙貼り付け用）」を別紙に貼付して速やかに下記送付先に郵送してください。

①返還請求の理由

②志願者氏名 （氏名の右側に押印）

③志望学部、研究科又は教育部

④金額

⑤支払日

⑥連絡先〔郵便番号、現住所、電話番号〕

⑦振込口座

〔銀行名、支店名、普通預金の口座番号、口座名義（ふりがなも記入）、
口座名義人と志願者との続柄〕

・返還請求の受付は、

前学期（4月入学）は2024年3月29日（金）まで（必着）、

後学期（10月入学）は2024年9月30日（月）まで（必着）

とし、受付日の翌月以降に返還する予定です。

・返還請求書の到着確認をしたい場合は、書留や特定記録郵便等で発送の上、
郵便追跡サービスをご利用ください。

〔送付先 〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2 丁目 39 番 1 号〕

〔熊本大学財務部財務課 収入担当〕

〔問合せ先 TEL : 096-342-3176 E-mail : zak-syunyu@jimu.kumamoto-u.ac.jp〕〕

8. 注意事項

- (1) 出願書類に不備がある場合、受理できないことがあります。
- (2) 出願書類を受理した後は、書類の返却はできません。
- (3) 入学後、提出書類及び記載事項に虚偽が発見された場合には、入学許可を取り消すことがあります。

9. 選考方法

書類選考 ※必要に応じて面接を行います。

10. 合格発表

合格者には、「合格通知書」等を送付します。

前学期（4月）入学者は3月下旬頃、後学期（10月）入学者は8月中旬頃

（外国人志願者で外国からの出願の場合は、前学期（4月）入学者：12月中旬頃
後学期（10月）入学者：6月中旬頃）

なお、電話・メール等による合否の照会には一切応じません。

11. 入学手続等

入学手続の期間及び方法等、手続の詳細については、合格通知書送付の際に同封してお知らせします。

(1) 入学手続期間

前学期（4月）入学：3月下旬頃

後学期（10月）入学：9月中旬頃

(2) 提出書類等

① 誓約書 ② 保証書 ③ カラー顔写真（縦4cm×横3cm）…等

(3) 必要経費

入学科（予定額） 研究生：84,600円 科目等履修生：28,200円

(4) 授業料（予定額） 研究生：（月額）29,700円 科目等履修生：（1単位）14,800円

（注）1. 入学時及び在学時に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

（注）2. 入学した当初の月（4月又は10月）の初日以降に入学辞退の申し出があった場合は、受け付けることができないため、「退学」の扱いとなります。

なお、履修を許可された全授業科目分の授業料を納めた上で「退学」の手続を取ることになります。

(5) 入学手続時の注意事項

- ① 入学手続期間中に入学手続をしなかった者は、入学を辞退したものとして取り扱います。
- ② 履修科目の開講学期当初の月（4月又は10月）の初日以降に履修する授業科目的変更や取消しありません。（教育学部・教育学研究科は、「入学志願書」提出後の授業科目的変更や取消しありません。）

12. 国際交流会館入居申込み方法（外国人留学生のみ）

研究生で、入学後に本学の国際交流会館への入居を希望する人は、次のとおり申し込んでください。

ただし、国際交流会館の空き状況により、入居できない場合があります。

※科目等履修生については、国際交流会館へ入居することはできません。

(1) 入居申請について

以下の本学ウェブサイトで詳細を確認してください。

（4月入学：1月上旬頃掲載予定、10月入学：7月上旬頃掲載予定）

募集要項をご確認の上、本学の受入責任者（指導教員など）を通じて申請してください。

【ウェブサイトアドレス】

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/kokusaikouryuukaikan/ryoukin>

(2) 入居申請期限

4月入学：2024年1月下旬（予定）

10月入学：2024年7月中旬（予定）

※変更となる可能性があるため、申し込み前に必ず募集要項でご確認ください。

(3) 問い合わせ先

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学 国際部国際教育課 国際学生交流チーム 留学生ライフサポート担当

TEL：096-342-2160 FAX：096-342-2130

E-mail：gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

13. その他

(1) 科目等履修生として、複数学部の授業科目の履修を希望する場合は、必ず、出願前に学生支援部教育支援課教育支援チーム教務支援担当へ申し出てください。

(2) 資格取得を目的とする場合、必ずご自身で履修すべき科目等を確認した上で出願を行ってください。

※教育職員免許状の取得を目的として履修を希望する場合、教員免許状の授与権者は各都道府県の教育委員会ですので、出身大学が発行した「学力に関する証明書」により、各都道府県の教育委員会において、教育職員免許状取得に必要な科目及び単位数を必ず確認してください。

その上で、本学で履修できる授業科目を確認し、科目等履修生として出願してください。

(3) その他不明な点があれば、学生支援部教育支援課教育支援チーム教務支援担当へ問い合わせてください。

（TEL：096-342-2719 E-mail：gak-senmon@jimu.kumamoto-u.ac.jp）

(4) 在学期間の延長等

① 研究上の都合により研究生の在学期間の更新を希望する場合

在籍期間を空けずに、引き続き同一研究題目で同一の学部又は研究科等で在学期間の更新を願い出る場合は、所定の手続きを経て、審査の結果、更新が認められる場合があります。（更新が認められた場合、検定料及び入学料の納入は不要です。）

ただし、**研究題目**（国立大学法人熊本大学安全保障輸出管理規則第11条（事前確認）によ

る変更を除く。)、指導教員、学部又は研究科等を変更する場合は、新たな出願として取り扱いますので、所定の検定料及び入学料が必要となります。

② 科目等履修生として引き続き履修を希望する場合

在籍期間を空けずに、引き続き科目等履修生として在学期間の延長を願い出る場合は、所定の手続きを経て、審査の結果、延長が認められる場合があります。(延長が認められた場合、検定料及び入学料の納入は不要です。)

【連絡先等】

学部・研究科等	担当部署	連絡先
文学部	人社・教育系事務課 文学部教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 TEL: 096-342-2317 E-mail: jsj-bungaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp
教育学部	人社・教育系事務課 教育学部教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 TEL: 096-342-2522 E-mail: kyo-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
法学部	人社・教育系事務課 法学部教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 TEL: 096-342-2318 E-mail: jsj-hogaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp
社会文化科学教育部 ※教授システム学 専攻除く	人社・教育系事務課 社会文化科学教育部 教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 TEL: 096-342-2325 E-mail: jsj-daigakuin@jimu.kumamoto-u.ac.jp
理学部	自然科学系事務課 理学部教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 TEL: 096-342-3321 E-mail: szr-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
工学部	自然科学系事務課 工学部教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 TEL: 096-342-3522 E-mail: szk-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
自然科学教育部	自然科学系事務課 大学院教務・国際担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 TEL: 096-342-3016 E-mail: szd-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
医学部保健学科	医薬保健学系事務課 保健学事務チーム 教務担当	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目24番1号 TEL: 096-373-5571 E-mail: skh-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
保健学教育部		

教育実習に関するこ

学生支援部 教育支援課教育支援チーム 教職支援担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 TEL: 096-342-2521 E-mail: kyo-jissyu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
---------------------------------	---

【熊本大学位置図】



【黒髪北地区・南地区】



【本荘地区】



履修できない授業科目（2024年度）

※ 履修できない授業科目一覧に記載されてない場合でも、次の3点については履修できません。

1. 科目等履修生に馴染まない科目(例 卒業論文・研究、ゼミナー、インターンシップ等)
2. 不開講科目
3. 新課程カリキュラムで、学年進行途中のため開講予定年次まで達していない科目

学部・研究科(教育部)	授業科目名
文学部	心理学実験 I
	心理学実験 II
	心理学研究法
	(*1) 博物館実習 I・II・III
	文章作成演習
	インターンシップ
	キャリア支援
	キャリアデザイン実習A・B
	英語コミュニケーション
	異文化コミュニケーション論実習
	公認心理師の職責
	臨床心理学概論
	学習・言語心理学
	感情・人格心理学
	発達心理学
	障害者・障害児心理学
	心理的アセスメント
	心理学的支援法
	健康・医療心理学
	福祉心理学
	教育・学校心理学
	司法・犯罪心理学
	産業・組織心理学
	人体の構造と機能及び疾病A
	人体の構造と機能及び疾病B
	精神疾患とその治療
	関係行政論
	心理演習
	心理実習
教育学部	基礎物理学A、基礎物理学B、基礎物理学演習、物理学実験A、物理学実験B
	基礎化学A、基礎化学B、基礎化学演習、化学実験A、化学実験B
	基礎生物学A、基礎生物学B、基礎生物学演習、生物学実験A、生物学実験B、生物学 I、生物学 II
	基礎地学A、基礎地学B、基礎地学演習、地学実験A、地学実験B、地学 I、地学 II、地学基礎研究
	演習（音楽学を除く）及び実技（音楽）に関する科目
	調理実習 I・II、食物学実験
	(*2) 被服構成実習
	被服科学実験
	知的障害児指導法 I・II
	心理学実験 I・II・III、公認心理師の職責、臨床心理学概論、学習・言語心理学、感情・人格心理学、発達心理学、障害者・障害児心理学、心理的アセスメント、心理学的支援法、健康・医療心理学、福祉心理学、教育・学校心理学、司法・犯罪心理学、産業・組織心理学、人体の構造と機能及び疾病、精神疾患とその治療、関係行政論、心理演習、心理実習、心理統計法、心理学研究法
	生理学実習、看護学実習 I・II、臨床実習 I・II
	公衆衛生学実習
	体育実技IV
	(*2) 教育実習
	(*2) 教職実践演習
	教職実践基礎セミナー

注意 1. (*1)の授業科目については、4ページ II-2 「*1博物館実習について」の記載を参照してください。

注意 2. (*2)の授業科目については、4ページ II-2 「*2教育学部における専門教育の履修限度」の記載を参照してください。

注意 3. 教養教育科目については、条件付きで履修を認める場合もあるので、事前にお問い合わせください。

学部・研究科(教育部)	授業科目名
法学部	演習科目
	特論科目
	外書講読
	インターンシップ
	地域公共インターンシップ
	海外インターンシップ
	倫理学概論
	哲学概論
	法学部生のキャリアデザイン
	職業選択の実践
	特殊講義ⅠA（法律実務の諸相）
	特殊講義ⅡA（紛争処理と法律家の役割）
	特殊講義ⅡA（地域公共プロジェクト）
	特殊講義ⅡA（模擬裁判～教科書から法廷へ～）
理学部	理系実用英語Ⅰ・Ⅱ
	理学概論
	数学演習A・B・C・D
	物理学共通実験、化学共通実験、地学共通実験、生物学共通実験
	物理実験A・B
	化学実験A・B・C・D
	生物学実験A・B・C・D
	基礎講読Ⅰ・Ⅱ
	野外巡査Ⅰ・Ⅱ
	臨海実習Ⅰ・Ⅱ
医学部保健学科	保健師・助産師選択科目
	実験、実習、演習に関する科目
教育学研究科 (教職大学院の課程)	教育実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
	実践課題研究
自然科学教育部 (博士前期課程)	各専攻・コースのゼミナール
	各専攻・コースの特別研究
	各専攻・コースの特別実習
	各専攻・コースの特別演習
	英語コミュニケーション
	修士設計
	特別プレゼンテーションⅠ
	先端科学特別講義Ⅰ
	プロジェクトゼミナールⅠ
	大学院教養教育科目
	機械工学特別講義Ⅰ
	機械工学特別講義Ⅱ
	機械システム特別講義Ⅰ
	機械システム特別講義Ⅱ
	技術英語
	土木工学特別セミナーⅠ
	土木工学特別セミナーⅡ
	地域デザイン特別セミナーⅠ
	地域デザイン特別セミナーⅡ
	応用生命化学特別講義
	応用物質化学特別講義
	建築実務実習
自然科学教育部 (博士後期課程)	特別プレゼンテーションⅡ
	先端科学特別講義Ⅱ
	科学英語演習Ⅰ・Ⅱ
	プロジェクトゼミナールⅡ
	大学院教養教育科目
	理学ゼミナール

学部・研究科(教育部)	授業科目名
社会文化科学教育部 (博士前期課程)	フィールドリサーチ実習Ⅲ（民俗調査実習）
	認知科学論
	言語哲学研究
	心の哲学研究
	認知現象論
	民俗学実習
	英語授業実践演習
	英語教育研究法
	インストラクショナル・デザイン I
	外国語教育におけるe-ラーニング
	応用音声学
	第二言語習得応用論
	英語教育方法論
	英語教育統計学
	応用言語学特論
	英語教育内容開発論
	地域資料論
	文献資料論
	民俗学調査実習
	比較民事手続法
	比較民事手続法演習
	インターンシップ
	エクスターンシップ
	臨床人文学教育プログラムに関する科目
	プロジェクト研究 I・II
	特別研究 I・II
社会文化科学教育部 (博士後期課程)	現代教育システム論演習
	地域経済論演習
	言語習得理論特別演習
	第二言語習得特別演習
	応用言語学特別演習
	東アジア文化交流史演習
	プロジェクト研究
	臨床人文学教育プログラムに関する科目
保健学教育部	総合演習
	特別研究 I・II
保健学教育部	特別研究
	実習、演習に関する科目